入札に際しての注意事項

入札に参加する上での注意事項

- 1. 入札参加者は設計図書、仕様書及び現場を熟覧の上、入札してください。
- 2. 郵便、電信による入札は認めません。
- 3. 代理人が入札する場合は、委任状を入札前までに代理人が持参して提出してください。
- 4. 入札時刻までに出席のない入札参加者及び入札中に入札執行者の承諾を得ないで入札室を離れた入札参加者は、棄権したものとみなします。
- 5. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等 に抵触する行為を行ってはならない。
- 6. 入札に際し、不正な又は妨害の行為があると認められる方の入札は拒否します。不正な入札が 行われる恐れがあると認められるとき、又は緊急やむを得ない理由が生じたときは、入札を延 期、停止又は中止することがあります。この場合、入札参加者が損害受けることがあっても市 はその責めを負いません。
- 7. 入札当日は、必ず入札参加資格申請時に届け出た使用印鑑を持参してください。なお、代理人が入札するときは、委任状に押印した印鑑を持参してください。
- 8. 入札回数は建設工事においては2回、業務委託及び物品購入等においては3回とする。
- 9. 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当分を除いた金額を記載してください。
- 10. 落札価格(契約金額)は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当分(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加算した金額としますので、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当分を除いた金額を記載してください。

入札室での注意事項(工事費内訳書は建設工事のみ対象)

- 1. 入札書及び工事費内訳書は、定刻までに提出しなければならない。
- 2. 常に静粛にし、私語は絶対に慎むこと。
- 3. 入札書及び工事費内訳書は、明瞭に記載すること。
- 4. 入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 5. 入札室には、酒気を帯びて入場してはならない。
- 6. 携帯電話を入札室に持ち込む場合は、必ず電源を切ってください。

入札の無効

- 1. 入札書に関すること
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札書
 - イ 入札者が1人の場合においてその者がした入札書
 - ウ 委任状を持参しないで代理人がした入札書
 - エ 所定の時刻までにされなかった入札書
 - オ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2名以上の入札をした場合のそのいずれもの 入札書

- カ 代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札書
- キ 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札書
- ク 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札書
- ケ 記名押印を欠いた入札書
- コ 金額を訂正した入札書
- サ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
- シ その他入札に関する条件に違反した入札書
- 2. 工事費内訳書に関すること(建設工事のみ対象)
 - ア 誤字、脱字等により入札書と同一性が判別できない工事費内訳書
 - イ 別工事又は白紙若しくは複数の提出のある特定できない工事費内訳書
 - ウ 記名押印を欠いた工事費内訳書
 - エ 入札金額と合計金額が異なる工事費内訳書
 - オ 前各号に掲げるもののほか、著しい不備がある工事費内訳書

入札の失格

- 1. 予定価格を事前に通知した入札において、予定価格(税抜き)を上回る入札書
- 2. 設計金額を事前に通知した入札において、設計金額(税抜き)を上回る入札書
- 3. 業務委託及び物品購入の再度入札において、前回の入札の最低価格以上の入札書
- 4. 最低制限価格を設けた場合、当該最低制限価格の税抜き価格を下回る入札書

その他の注意事項

- 1. 入札後、落札者には落札決定書を渡しますので、担当課で設計図書、仕様書等を受領してください。
- 2. 建設工事の落札者については建設業退職金共済事業の共済証紙を購入し、発注者用掛金収納書を契約時に提出してください。
- 3. 落札者は、契約保証を要する契約の締結に当たっては、次に掲げる保証のいずれかの保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等(利付国債、地方債)の提供
 - ウ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関の保証
 - エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - オ 債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - ※ 上記の契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 100 分の 10 以上としなければならない。ただし、1 件の請負金 1,000 万円以上の事業とします。

問い合わせ先

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地 紀の川市総務部契約管財課 契約検査班 TEL0736-77-2511